#### 三木市・吉川町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第15条の規定により、 三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

- 第2条 協議会の予算は、三木市と美嚢郡吉川町(以下「両市町」という。) の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する全 ての経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算案を 編成し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条 第1項の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により承認を得たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写し を速やかに両市町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを 調製し、協議会の承認を得るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の 規定を準用する。

(予算の流用及び充用)

第4条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、 直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

- 第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時的かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

- 第7条の会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつ

かさどる。

- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。 (収入及び支出の手続き)
- 第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式により これを行うものとする。
- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
  - (1) 予算差引簿
  - (2) その他必要な簿冊

(決算等)

- 第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査 委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。
- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを両市町の長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、三木市の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 別表第1(第5条関係)

### 歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
3	諸収入	1	諸収入	1	諸収入

# 別表第2(第5条関係)

# 歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目				
1	総務費	1	総務管理費	1	事務局費			
2	事業費	1	事業推進費	1	会議費			
				2	調査研究費			
				თ	広報公聴費			
3	予備費	1	予備費	1	予備費			